最終更新日：2015年6月18日
三菱商事株式会社
代表取締役社長 小林 健
問合せ先：総務部 総務チームリーダー 浦本 秀登 03-3210-3314
証券コード：8058
http://www.mitsubishicorp.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

『三綱領』を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。
この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

三菱商事は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組みを継続的に実施しており、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施していると判断しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

三菱商事のコーポレート・ガバナンスに対する取組みについては、本報告書のほか、株主総会招集通知、有価証券報告書、統合報告書、当社ウェブサイトなどに掲載しておりますので、ご参照ください。
コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示項目の内容は、次のとおりです。

a. 原則1-4
■ 上場株式の取得・保有の考え方
三菱商事は、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、他社の株式・持分を取得・保有する場合がありますが、その際は取得・保有する株式・持分ごとに管理担当部局を定め、毎年、投資先企業の経営状況について、各社の業績や経営効率などを定量的に確認するとともに、定性的な経営課題も把握・管理することとしています。
このうち、関係会社を除く上場会社の株式については、社内規則に基づき、下記のとおり、当該株式の取得・保有意義や採算性の観点を踏まえた取得・保有の是非の判断や保有方針の見直しを行うこととしています。
(a) 関係会社を除く上場会社の株式を新たに取得する場合、取得の意義・目的を明確にするほか、株式取得の際の定量的なリスクや期待収益率等の経済合理性を事前に確認した上で、新規取得の是非を決定する。
(b) 上場株式の保有期間中は、取得目的の達成状況、取得時以降の採算性の変化を定期的に確認し、社内のリスク管理制度の一つである「EXITルール」等の要件に該当する場合は、中長期的視点も踏まえた継続保有の合理性・必要性等を再確認のうえ、売却も含め保有方針を見直すことにより、効率的な資産の入替えを行う。
なお、上場株式の取得・処分に際しては、インサイダー取引規制の遵守を徹底しています。

■ 上場株式に関する議決権行使の考え方
三菱商事では、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化を図るとともに、三菱商事及び投資先企業の中長期的な価値向上の観点から、投資先企業との様々なチャネルを通じた対話・コミュニケーションを重視しており、議決権行使もその重要な手段の一つと考えています。このため、投資先企業に対する議決権の行使にあたっては、各管理担当部局が各社の経営状況等を定量・定性の両面から検討の上、各議案について適切に議決権を行使することとしています。

b. 原則1-7
■ 関連当事者間の取引
三菱商事では、取締役会規則及び同付議基準を定め、取締役と会社との取引（自己取引・間接取引）、執行役員と会社との取引（自己取引・間接取引）及び主要な株主と会社との取引について、取締役会での決議を求めています。

c. 原則3-1(i)
■ 企業理念
三菱商事は、創立以来の社是である『三綱領』を企業理念としています。『三綱領』は、三菱第四代社長岩崎小彌太の訓諭をもとに1934年に旧三菱商事の行動指針として制定されたものであり、現在でも三菱商事がビジネスを展開する上で、また地球環境や社会への責任を果たす上での拠り所としています。
所期奉公：事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
処事光明：公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
立業貿易：全世界的、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

■ 経営戦略・経営計画
三菱商事は、2013年度からの新しい経営計画として、『経営戦略2015 ～2020年を見据えて～』を策定しました。当社の収益モデルの変化を踏まえ、長期目標として2020年頃を見据えた成長のイメージを置き、この成長イメージを実現するための前提となる経営方針や、打ち手としての事業戦略・市場戦略を設定しています。
『経営戦略2015』では、三菱商事の価値を“多岐にわたる収益モデル、産業、地域、分野、に適度に分散したポートフォリオに立脚した安定収益基盤を維持しつつ、アップサイドポテンシャルを有する収益構造”と再定義した上で、継続的にポートフォリオの最適化を図りながら、成長イメージの具現化を目指すことにより、当社の価値向上を図ることとしています。
『経営戦略2015』の詳細は当社ウェブサイトに掲載していますので、以下URLをご参照ください。
http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/about/plan/

d. 原則3-1(ii)
■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
三菱商事は、『三綱領』を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的に企業価値の向上を図るとともに、物心共に豊かな社会の実現に貢献することが、株主の皆様やお客様をはじめとする全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。
この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。

上記の基本的な考え方に従い、三菱商事では、「社外役員選任基準」を定め、社外取締役・社外監査役の機能と独立性確保を明確化するとともに、独立性を満たす社外取締役が取締役総数の3分の1以上を占める方針としています。
また、社外役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会にて、取締役会・監査役会の構成、取締役・監査役候補者の選任方針、経営者の要件及びその選任に関わる基本方針、報酬の決定方針や報酬水準の妥当性などの役員報酬制度のあり方、取締役会の運営に関する評価等について審議・確認を行うほか、ガバナンス・報酬委員会の下部機関として取締役会長及び社外役員による社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価を審議・決定するなど、独立性のある社外役員による経営監督の実効性を確保する体制・仕組みを整備することとしています。
さらに、株主との対話方針として、株主・投資家との対話を積極的に行うこととし、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSRなどの非財務情報の開示を適時・適切に行うほか、株主の権利行使のための適切な環境整備に努めるなど、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努める方針としています。

以上の基本的な考え方・基本方針に基づく具体的な方針や取組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

e. 原則3-1(iii)
■ 報酬の決定方針・手続
本報告書II 1.「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

f. 原則3-1(iv)
■ 取締役・監査役候補者の選任方針・手続
三菱商事では、社外役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会（委員8名中、社外取締役4名・社外監査役1名）で経営者の要件及びその選任に関わる基本方針を審議・確認していることに加え、執行役員の選任・業務分担等は取締役会での審議を経て決定することとしています。取締役・監査役候補者の選任方針・手続及び個々の選任案は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。詳細については本報告書II 2.をご参照ください。

g. 原則3-1(v)
■ 取締役・監査役候補者の個々の指名の理由
三菱商事では、株主総会参考書類において、従来より開示済の社外取締役・社外監査役の候補者の指名の理由に加え、社内出身の取締役・監査役候補者についても個々の指名の理由を開示しています。詳細については、当社ウェブサイトに掲載の「平成26年度定時株主総会招集ご通知」6頁～15頁に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。
http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/adr/sh_meeting/

h. 補充原則4-1-1
■ 取締役会での審議内容等
本報告書II 2.(1)(c)をご参照ください。

i. 原則4-8
■ 独立社外取締役の員数、取締役会に占める独立社外取締役の比率
本報告書II 2.(1)をご参照ください。

j. 原則4-9
■ 独立性判断基準
本報告書II 1.「独立役員関係」をご参照ください。

k. 補充原則4-11-1
■ 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
三菱商事の取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方については、「取締役会の構成・取締役候補者の選任方針」及び「社外役員選任基準」にて定めています。詳細はそれぞれ本報告書II 2.(1)及びII 1.「独立役員関係」をご参照ください。

l. 補充原則4-11-2
■ 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況
取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ウェブサイトに掲載の「平成26年度定時株主総会招集ご通知」39頁の「取締役及び監査役」の項目に記載していますので、以下URLをご参照ください。
http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/adr/sh_meeting/

m. 補充原則4-11-3
■ 取締役会の自己評価
三菱商事では、取締役会の諮問機関として、社外役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会（委員8名中、社外取締役4名・社外監査役1名／年2回程度開催）において、取締役会の構成や運営に関する評価・レビューを行い、取締役会でその結果のフィードバックに基づき審議しているほか、各取締役から取締役会のあり方・運営等に関する評価・意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の運営等の改善に活用することとしており、現在の取締役会のあり方や運営について実効性があることを確認しています。

n. 補充原則4-14-2
■ 取締役・監査役に対するトレーニングの方針
三菱商事では、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役室及び監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また、社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーション、毎年の事業投資先視察や経営陣幹部との対話など、三菱商事の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。このほか、取締役・監査役に対し、第三者機関による研修の機会を提供し、その費用は会社負担としています。

o. 原則5-1
■ 株主との対話方針
(a) 基本的な考え方

三菱商事は、『三綱領』を企業理念とし、公明正大を旨とする企業活動を通じ、継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図ることが、全てのステークホルダーのご期待に応えるものと認識しています。この実現の観点から、株主・投資家との対話を積極的に行うとともに、経営計画の進捗をはじめとする経営状況に関する情報、定量的な財務情報、コーポレート・ガバナンスや環境・CSRなどの非財務情報を適時かつ適切に説明・開示することにより、企業としての説明責任を果たし、株主・投資家を含めたステークホルダーからのご期待に応えるよう努めています。
(b) 責任者・推進体制
三菱商事では、IR活動を経営上の重要課題として位置付け、社長を責任者、CFOを担当役員とし、経営幹部が主体となって、株主・投資家との対話と積極的な情報開示を推進しています。また、対話・情報開示の実効性を確保するため、専任部局としてIR部を設置しているほか、経営企画部、広報部、総務部、環境・CSR推進部、法務部、主計部、財務部等のコーポレートスタッフ部門各部と各営業グループが有機的に連携し、専任部局に限定されない横断的な社内体制を構築しています。
株主・投資家との対話の前提となる情報開示に関しては、CFOを中心に、コーポレート担当役員(広報、総務、環境・CSR、法務、人事)及びコーポレートスタッフ部門各部の責任者(部長)をメンバーとした開示委員会や、コーポレートスタッフ部門各部の実務担当者によるワーキンググループを組成し、開示内容を十分に検討・精査した上で、ウェブサイト・統合報告書・有価証券報告書・株主総会招集通知・株主通信・新聞広告等を通じて、積極的かつ透明性の高い情報開示に努めています。なお、三菱商事では、情報開示体制に関する方針として、「情報開示規程」を策定・開示し、全役職員に周知徹底しています。情報開示体制の概要については、本報告書V 2.をご参照ください。
(c) 対話の方針・活動実績
三菱商事は、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による対話等の取組みを推進しています。
ア. 株主総会
株主総会は株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、株主総会招集通知等での積極的な情報開示とともに、当日の総会の場では株主からの質問に対する丁寧な説明に努めています。
イ. 個人投資家との対話
社長による個人投資家説明会を開催(2014年度は計3回)し、そのプレゼンテーションの様子をウェブサイトで動画配信しています。
ウ. 機関投資家との対話
社長、CFOによる四半期毎の決算説明会のほか、各営業グループ経営陣による事業説明会を開催しています。また、社長、CFO、IR部が国内外の機関投資家への訪問や説明会を実施しているほか、個別取材等に対応しています。
＜2014年度 IR活動実績一覧＞
社長:株主総会、国内・海外機関投資家及びアナリストとの対話(5回)、個人投資家説明会(3回)、決算説明会
CFO:国内・海外機関投資家及びアナリストとの対話(約60回)、決算説明会
グループ経営陣:事業説明会(各グループ1回)
IR部:国内・海外機関投資家、アナリスト等との対話(約400回)
(d) 経営に対するフィードバック、インサイダー情報の管理
三菱商事では、IR活動を通じて得られた株主・投資家からの意見や経営課題については、社長をはじめとする経営幹部や、取締役会・社長室会等に対し適切に報告される仕組みを整備しています。このほか、株主・投資家との対話を通じて得られた意見は、IR部より社内にフィードバックするなど、経営の改善に役立てています。
また、株主との対話に際してのインサイダー情報の取扱いに関しては、「三菱商事役職員行動規範」に則り、「株式等の不公正取引防止基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。
＜ご参考＞
当社ウェブサイトの「投資家情報」では、次の資料のほか、各種IR情報を掲載していますので、以下URLをご参照ください。
http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/
・決算説明会資料
・決算短信
・統合報告書／アニュアルレポート
・有価証券報告書・四半期報告書
・株主通信
・会社案内
・個人投資家セミナー資料

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	94,850,700	5.84
東京海上日動火災保険株式会社	74,534,005	4.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	67,273,000	4.14
明治安田生命保険相互会社	64,846,135	3.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(三菱重工業株式会社口・退職給付信託口)	32,276,728	1.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	25,620,905	1.57
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	25,374,532	1.56
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)	22,088,000	1.36
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	21,463,857	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	19,810,100	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

三菱商事は、上場子会社として、三菱食品(株)(東証第一部上場、食品卸売業、当社出資比率62.00%)、(株)日本ケアサプライ(東証第二部上場、福祉用具のレンタル卸・販売、当社出資比率74.78%)、日本食品化工(株)(東証第二部上場、コーンスターチ及び同加工品製造、当社出資比率59.81%)、日東富士製粉(株)(東証第一部上場、製粉業、当社出資比率64.45%)、日本KFCホールディングス(株)(東証第二部上場、飲食店(フライドチキンレストラン)、宅配ピザ店の運営・管理、当社出資比率65.98%)、中央化学(株)(JASDAQ上場、プラスチックを主原料とした食品包装容器の製造販売、当社出資比率60.59%)、及び米久(株)(東証第一部上場、食肉類、加工食品の製造・販売、出資比率71.02%)を有しています。三菱商事は、当該子会社の独立性を尊重し企業価値増大を期待するとともに、三菱商事グループ全体の価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有など連結経営の最適化に努めています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佃 和夫	他の会社の出身者								△	△		
加藤 良三	その他											
今野 秀洋	その他								○			
橘・フクシマ・咲江	他の会社の出身者											
西山 昭彦	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佃 和夫	○	同氏は、三菱重工業（株）（2013年3月に同社取締役会長を退任）の相談役を務めています。三菱商事は同社と社外役員の相互就任の関係にあり、また、取引がありますが、同社との取引は三菱商事の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準を超えるものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	三菱重工業（株）の取締役社長・取締役会長を務め、世界各地で事業を展開するメーカーの経営を通じて培った高い見識をもとに、実践的な視点から、三菱商事の経営への助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
			外務省において要職を歴任し、外交を通じて培った国際感覚や世界情勢等に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任してい

加藤 良三	○	該当ありません。	るものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
今野 秀洋	○	同氏は、国際的な人材の育成等を行う一般財団法人 浩志会の理事長（非常勤）を務めています。三菱商事は同会の会員として会費等を支払っていますが、三菱商事の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではありません。また、その金額は極めて僅少であり、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。 また、同氏は、貿易保険法等に基づき、国際紛争による貨物の輸出不能など通常の保険では救済できない危険を対象とする貿易保険事業を行う日本政府100%出資の独立行政法人 日本貿易保険（NEXI）の理事長を2009年7月まで務めていました。三菱商事は同保険を付保していますが、三菱商事の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではなく、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	経済産業省や独立行政法人 日本貿易保険において要職を歴任し、国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、社外取締役に選任しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
橘・フクシマ・咲江	○	該当ありません。	長年にわたるコンサルティング業界での経験や、国内及び米国企業での役員としての経験をもとに、実践的・多角的な視点から、三菱商事の経営への助言を行っており、社外取締役に選任しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
西山 昭彦	○	該当ありません。	大学における企業経営・人材育成等に関する研究活動や、長年にわたる実業界での経験をもとに、客観的・専門的な視点から、三菱商事の経営への助言や業務執行に対する適切な監督に寄与いただけると判断しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス・報酬委員会	8	0	2	4	0	2	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス・報酬委員会	8	0	2	4	0	2	社内取締役

補足説明

■ガバナンス・報酬委員会
2001年に設置して以降、年2回程度開催しています。社外役員が過半数を占める構成の下、コーポレート・ガバナンス関連の課題について継続的にレビューするとともに、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など、役員報酬制度のあり方について審議し、その運用のモニタリングを行っています。
＜主な討議テーマ＞
・取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針
・経営者の要件及びその選任に関わる基本方針
・役員報酬制度のあり方（報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など）
・取締役会の運営に対する評価
なお、ガバナンス・報酬委員会の下部機関である社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価について審議しています。

委員の構成は2015年4月1日現在のものです。

委員構成において「その他」に該当する委員は、常任監査役及び社外監査役です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

a. 監査役監査
常勤の監査役(社内)2名は、それぞれ、経営企画部門、並びに財務及び会計部門における経験があり、また、社外監査役3名は、それぞれ、大学教授(会計学)及び弁護士(企業法務)としての長年の経験、並びに会計検査院等において要職を歴任した経験を有しています。監査役5名の内、常勤監査役2名、及び社外監査役 辻山栄子・石野秀世の両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
常勤監査役の内1名が、常任監査役として監査役会の議長及び特定監査役を務めています。監査役を補佐する独立の組織として監査役室を設置しており、4名(2014年度末現在)の専任スタッフが機動的に対応する体制としています。
監査役は、社内の主要会議に出席し、国内外主要拠点を含む社内関係部局と対話を行うとともに、会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、緊密な連携を通じて三菱商事の状況を適時適切に把握する体制をとっています。

b. 内部監査
内部監査については、監査部(2014年度末現在118名)が全社的見地から三菱商事、現地法人及び関係会社の監査を行っていることに加え、個々の営業グループも各々内部監査組織を設けて、管下組織の監査を連結ベースで行っています。これらの内部監査は、年間の監査計画に基づき、監査先を選定の上実施しており、監査の結果については、都度社長及び監査役等に報告するとともに、定期的に取締役会及び社長室会に報告しています。

c.会計監査
三菱商事の会計監査業務を執行した公認会計士は、觀恒平、白田英生、山田政之、小林永明の4氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。また、三菱商事の監査業務に係る補助者は、公認会計士28名、会計士試験合格者等18名、その他31名となっています。

d. 監査役監査、内部監査及び会計監査の相互連携及び内部統制部門との関係
監査役、監査部及び会計監査人のそれぞれの間で定期的に情報交換を行い連携強化に努めるほか、常勤監査役は、連結経営上重要な子会社等の監査役との情報交換を行っています。

なお、2014年度における三菱商事の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに対する報酬は次のとおりです。
(a) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額(注1) 765百万円
(b) 公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額(注2)23百万円
(c) 三菱商事及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額(注3)2,093百万円
(注1)公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に係る報酬等は、会社法及び金融商品取引法に基づく監査証明、並びに国際会計基準に準拠して作成した英文財務諸表に係る監査証明に対する報酬等です。
(注2)公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等とは、三菱商事の研修及び海外税務申告業務などに対する報酬です。
(注3)一部の子会社については、三菱商事の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻山 栄子	学者										○			
石野 秀世	他の会社の出身者													
國廣 正	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻山 栄子	○	同氏は、学校法人 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授を務めています。三菱商事は同大学に研究・調査を委託していますが、三菱商事の「社外役員選任基準」における独立性の判断基準に該当するものではなく、また、同委託は、エネルギー分野の研究・調査に関するものであり、同氏に直接関係しないことから、同氏の独立性は十分確保されていると判断しています。	大学における会計学に関する研究活動や様々な企業での社外役員としての経験をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
石野 秀世	○	該当ありません。	会計検査院等において要職を歴任し、会計や経理に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。
國廣 正	○	該当ありません。	弁護士としての長年の経験を通じて培われた企業関連法（会社法・金融商品取引法等）に関する高い見識をもとに、中立的・客観的な視点から、監査を行っており、社外監査役に選任しているものです。 また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準、及び三菱商事が制定している「社外役員選任基準」を満たしていると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名

その他独立役員に関する事項

■社外取締役及び社外監査役の状況
三菱商事の社外取締役は5名であり、また、社外監査役は3名であります。
a. 社外取締役及び社外監査役の独立性
三菱商事は、社外取締役・社外監査役の機能の明確化・強化を図るため、社外役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会で審議の上、取締役会にて「社外役員選任基準」を次のとおり制定しています。社外取締役5名及び社外監査役3名は、いずれも、（株）東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件及び三菱商事が定める「社外役員選任基準」を満たしています。

＜社外取締役選任基準＞
イ. 社外取締役は、企業経営者としての豊富な経験に基づく、実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向等に関する高い見識に基づく、客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任し、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定、経営監督の実現を図る。
ロ. 社外取締役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外取締役として選任しない。
ハ. 広範な事業領域を有する三菱商事として、企業経営者を社外取締役とする場合、当該取締役の本務会社との取引において利益相反が生じる可能性もあるが、個別案件での利益相反には、取締役会での手続において適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き、多様な視点を確保することにより対応する。

＜社外監査役選任基準＞
イ. 社外監査役は、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な観点から監査を行うことにより、経営の健全性を確保する。
ロ. 社外監査役選任の目的に適うよう、その独立性（注）確保に留意し、実質的に独立性を確保し得ない者は社外監査役として選任しない。

（注）社外役員選任基準に関する独立性の考え方
（株）東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在及び過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認の上、独立性を判断する。
(1)三菱商事の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
(2)三菱商事の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
(3)三菱商事の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
(4)三菱商事より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
(5)三菱商事の会計監査人の代表社員または社員

(6)三菱商事より、一定額を超える寄附(※4)を受けた団体に属する者
(7)三菱商事の社外役員としての任期が8年を超える者
※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいう。
※2三菱商事の定める基準を超える借入先とは、三菱商事の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。
※3三菱商事の定める基準を超える取引先とは、三菱商事との取引が三菱商事連結収益の2%を超える取引先をいう。
※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり2,000万円を超える寄附をいう。
なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、取締役報酬、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬で構成されており、このうち、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプションについては、連結業績、個人業績等に連動して変動するものです。詳細はII 1.「取締役報酬関係」内、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

三菱商事の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の皆様との価値共有を進めるため、中長期的な価値創造の観点から、取締役(社外取締役を除く)、執行役員及び理事に対してストックオプションを付与しています。ストックオプションは、原則、付与から2年間は行使できません。また、社外取締役を除く取締役及び執行役員については、ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、役位別に定める一定株数を超えるまでは売却を制限しています。
なお、2014年度末日における新株予約権の目的となる株式の総数(退任者の保有分を含む)は、以下のとおりです。
(a) 通常型ストックオプション(取締役、執行役員対象、1個＝100株):1,389,400株
(b) 株式報酬型ストックオプション(2006年度以前:取締役、執行役員対象、1個＝100株。2007年度以降:取締役、執行役員、理事対象、1個＝100株):3,273,200株

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2014年度の取締役報酬等支払額は、取締役16名に対し1,527百万円、うち社外取締役5名に対し120百万円です。
(注)1. 上記員数は、2014年度中に退任した取締役2名を含めて記載しています。なお、2014年度末現在の員数は、取締役14名(うち社外取締役5名)です。
2. 上記の報酬等の額は、2014年度に係る以下の報酬等により構成されています。
(1) 2014年度中に支給した取締役報酬及び加算報酬
取締役16名(うち社外取締役5名)に対して776百万円(うち社外取締役120百万円)
(2) 賞与
取締役9名(社外取締役は支給対象外)に対して250百万円
(3) 株式報酬型ストックオプション(2014年度費用計上額)
2014年度末における取締役11名(社外取締役は支給対象外)に対して382百万円
(4) 積立型退任時報酬
2014年度末における取締役9名(社外取締役は支給対象外)に対して118百万円
3. 上記の報酬等のほか、退任した役員に対して役員年金を支給しており、2014年度の支給総額は以下のとおりです。
なお、役員年金制度を含む退任慰労金制度は、2006年度定時株主総会終了時をもって廃止しています。
取締役103名(社外取締役は支給対象外)に対して173百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

■取締役の報酬等の決定方針等
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、役員報酬及び関連制度を定め、透明性の高い運用に努めています。その基本方針、報酬等の構成、決定方法については、次のとおりです。
a. 取締役(社内)
(a)基本方針
取締役(社内)の報酬等については、業績との連動強化、株主の皆様との価値共有、業績や継続的な企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを狙いとした役員報酬制度を定めています。水準については、同業他社や本邦における同程度の規模の主要企業と比較を行い、業績に見合った水準を目安として設定しています。なお、執行役員を兼務する取締役については、執行役員としての役位等も取締役報酬額決定に際する要素の一つとして取り扱っています。

また、取締役(社内)の報酬等の決定方針、水準の妥当性及びその運用状況については、ガバナンス・報酬委員会で審議・モニタリングを行っています。
(b)構成
取締役(社内)の報酬等は、取締役報酬、加算報酬、賞与、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬で構成されており、それぞれの内容は本報告書末尾に記載の表のとおりです。

b. 社外取締役
社外取締役の報酬等に関する基本方針及び報酬等の構成については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割であることから、取締役報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

c. 決定方法
取締役報酬、加算報酬、株式報酬型ストックオプション及び積立型退任時報酬については、2009年度定時株主総会で、その報酬枠を年額16 億円以内として支給することを決議しており、報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしています。
また、賞与は、業績との連動性が高いことから、毎年、株主総会の決議を経て支給することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、取締役室及び監査役室を設置し、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。
社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配付・説明、関連情報の提供などを行うほか、就任時オリエンテーション、毎年の事業投資先視察や経営陣幹部との対話など、三菱商事の業務内容を理解する機会を継続的に提供しています。また、経営監督機能の実効性を一層高めるため、ガバナンス・報酬委員会、社長業績評価委員会など、社外役員が過半数を占める会議を開催しており、社外役員同士の連携の深化も図っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

三菱商事は、経営の健全性・透明性・効率性を確保するため、コーポレート・ガバナンス体制を次のとおり構築しています。
(コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、V 2.をご参照ください。)
(1)取締役会
取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、取締役(社内)の三菱商事における豊富な業務経験と、社外取締役の実践的、客観的かつ専門的な視点を活かすことにより、適切な意思決定・経営監督の実現を図っています。現在、社外取締役5名を含む計14名で構成しており、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しています。
取締役会の構成と取締役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。
a. 取締役会の構成・取締役候補者の選任方針
広範な分野で多角的な事業を行う総合商社の適切な意思決定・経営監督の実現を図るため、社内及び社外から、豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する者を複数選任しています。
具体的な取締役候補者の選任方針は、取締役(社内)として、取締役会議長を務める取締役会長、業務執行の最高責任者である社長のほか、全社経営を担う執行役員・コーポレートを担当する執行役員などの中から選任しています。また、社外取締役は、企業経営者などの実践的な視点を持つ者、及び世界情勢、社会・経済動向などに関する高い見識に基づく客観的かつ専門的な視点を持つ者から複数選任しています。原則として、取締役の総数は15名程度とし、そのうち社外取締役が3分の1以上を占める構成としています。
b. 取締役候補者の選任手続
上記の方針を踏まえ、社長が取締役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。
c. 取締役会での審議内容等
法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項及び経営上の重要事項については、取締役会で決議することとしており、特に株式・持分や固定資産の取得・処分、融資・保証を伴う投融資案件については、信用リスク、市場リスク、事業投資リスクなど様々なリスクの類型別に金額基準(総資産の1%を上回らない金額で、リスクの性質に応じ個別に設定)を定め、この金額基準を超える案件については取締役会にて審議・決定しています。
社外取締役の状況については、II 1.「独立役員関係」をご参照ください。

(2)取締役会の諮問機関
a. ガバナンス・報酬委員会
2001年に設置して以降、年2回程度開催しています。社外役員が過半数を占める構成の下、コーポレート・ガバナンス関連の課題について継続的にレビューするとともに、役員報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など、役員報酬制度のあり方について審議し、その運用のモニタリングを行っています。
<主な討議テーマ>
・取締役会及び監査役会の構成、取締役及び監査役の選任方針
・経営者の要件及びその選任に関わる基本方針
・役員報酬制度のあり方(報酬の決定方針や報酬水準の妥当性など)
・取締役会の運営に対する評価
なお、ガバナンス・報酬委員会の下部機関である社長業績評価委員会を設置し、社長の業績評価について審議しています。
b. 国際諮問委員会
2001年に設置して以降、毎年開催しています。世界各地を代表する財界・政界・学界の有識者及び社外役員が過半数を占める構成の下、グローバルなビジネスを展開する三菱商事の経営や戦略に関して、それぞれの専門分野に立脚した国際的な視点から提言・助言を行っています。
<主な討議テーマ>
・世界情勢(政治・経済情勢及び地政学)に関する情報収集・分析
・『経営戦略2015』の進捗状況
・三菱商事の地域戦略
・国際的な人材育成と組織運営

(3)監査役会
監査役会は、会社法等諸法令や定款・諸規程などに基づき、取締役の意思決定の過程や職務執行状況の監査を実施しています。監査役(社内)は三菱商事における豊富な業務経験に基づく視点から、社外監査役は中立的・客観的な視点から、それぞれ監査を行うことにより、経営の健全性を確保することとしています。現在、社外監査役3名を含む計5名で構成しています。
監査役会の構成と監査役候補者の選任方針・手続は、ガバナンス・報酬委員会で審議し、取締役会で次のとおり決定しています。
a. 監査役会の構成・監査役候補者の選任方針
監査を通じて会社の健全な経営発展と社会的信頼の向上を実現するため、社内及び社外から、監査に必要となる豊富な経験と高度な専門性を有する者を複数選任しています。
具体的な監査役候補者の選任方針は、監査役(社内)として、全社経営や財務・会計・リスク管理その他の知識・経験を持つ者から選任していま

す。また、社外監査役として、様々な分野に関する豊富な知識、経験を有する者から選任しています。
原則として、監査役の総数は5名程度とし、そのうち社外監査役が過半数を占める構成としています。
b. 監査役候補者の選任手続
上記の方針を踏まえ、社長が常任監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、ガバナンス・報酬委員会による審議を経て、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。
社外監査役の状況については、Ⅱ 1.「独立役員関係」をご参照ください。

（4）業務執行
三菱商事は、業務執行を行う役員の機能・責任の明確化のため、執行役員制度を導入しています。取締役会決議事項を除く業務執行は、迅速化・効率化を図る観点から、取締役会が定める業務分担に従い執行役員に委ねることとし、業務執行の最高責任者として社長を、経営意思決定機関として社長室会（月2回程度開催）を置き業務を執行しています。

（5）監査役監査、内部監査、会計監査の状況
監査役監査、内部監査及び会計監査の状況については、Ⅱ 1.「監査役関係」内、「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照ください。

（6）責任限定契約の内容の概要
三菱商事は、社外取締役 佃和夫、加藤良三、今野秀洋、橘・フクシマ・咲江、西山昭彦の各氏及び社外監査役 辻山栄子、石野秀世、國廣正の各氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

三菱商事は、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの継続的強化を経営上の重要課題としており、監査役制度を基礎として、独立役員の要件を満たす社外取締役・社外監査役の選任や社外役員・社外委員を過半数とする取締役会の諮問機関の設置により、経営監督機能を強化するとともに、執行役員制度の導入等による意思決定や業務執行の迅速化・効率化を図るなど、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めています。コーポレート・ガバナンスのあり方、体制については、社外役員が過半数を占めるガバナンス・報酬委員会で審議しており、取締役会でもその結果のフィードバックに基づき、現状の体制における実効性を確認しています。
なお、社外取締役・社外監査役の役割期待明確化のため、選任基準を設け、社外役員の独立性を確保しています。詳細については、Ⅱ 1.「独立役員関係」をご参照ください。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前を目安に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日以外に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2004年から導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2008年から参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の英訳版を作成しています。
その他	株主総会招集通知は、株主の皆様への発送に先立ち、ご参考情報として三菱商事ホームページ上に掲載しています。 また、株主総会に当日出席された株主の皆様の議案への賛否結果につきアンケートを実施し、その結果を臨時報告書で開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「情報開示規程」を社内規程として定め、社内に周知徹底しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。2014年度は、東京、大阪を含む国内3都市にて個人投資家説明会を実施しました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。四半期決算ごとに決算説明会を開催していることに加え、社長・CFO・営業グループ主催によるスモールミーティングも実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。年に3回以上の海外IRツアー、海外投資家スモールミーティングという形で、欧米、アジアの機関投資家の個別訪問を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページのIR投資家情報(http://www.mitsubishicorp.com/jp/ja/ir/)に、投資家の皆様の参考になる各種情報を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部を設置して、専従スタッフがIR活動を行っています。IR担当役員はコーポレート担当役員(CFO)が務めています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念にかかる三菱商事の規程(『三綱領』(社是)、「企業行動指針」、「役職員行動規範」等)において、社会全般との関わりを規定しており、株主の皆様やお客様をはじめとするすべてのステークホルダーに評価され、社会に貢献する企業を目指しています。
	三菱商事は企業理念である『三綱領』をすべての企業活動の土台とし、その上で「企業行動指針」を定め、事業活動の目的やそのあり方、人権の尊重、地球環境への配慮などを規定しています。環境問題をはじめとする社会の様々な問題への企業の対応が重要になる中、「継続的企業価値の創出」を“会社が目指すべきこと”として掲げ、「経済価値」と並び、「社会価値・環境価値の創出」に取り組んでいます。2008年4月には「環境・CSR担当役員」を置くとともに、副社長を中心とするメンバーによる「環境・CSR委員会」を設置して、三菱商事の環境・CSR活動に対する基本方針などを議論しています。また、諮問機関として、有識者11名を社外メンバーとする「環境・CSRアドバイザリーコミッティー」を設置し、三菱商事グループの環境・CSR活動に対するアドバイスを受けています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献については、「自ら考え、社員が汗を流し、継続する社会貢献活動（母と子の自然教室など）」、「世界各地域における国際貢献活動」、「福祉、教育分野での社会貢献活動（外国人留学生に対する奨学金制度など）」及び「文化・芸術分野での社会貢献活動」を重点分野とし、積極的に推進しています。 東日本大震災に関連して、被災した地域の復旧・復興支援に役立てるため、2011年4月「東日本大震災復興支援基金」を立ち上げ、大学生への奨学金やNPO等への活動助成を実施するほか、被災地での社員ボランティア活動を継続しています。また、2012年3月には、被災地における産業復興・雇用創出に貢献することを目的として「三菱商事復興支援財団」を設立しました（2012年5月17日付で、公益財団法人の認定を取得）。同財団では、公益財団法人としては初めて投融資の手法を用いた事業者支援も展開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「情報開示規程」を社内規程として定め、社内に周知徹底しています。
その他	三菱商事には、性別や国籍の違いだけでなく、家庭で育児や介護に取り組んでいるなど、さまざまな社員が在籍しています。事業の多様化、連結・グローバル化の急速な進展に伴い、人材の多様化がますます進行していく中で、多様な人材が価値観を共有し、切磋琢磨しながら成長していくこと、ダイバーシティを受容して、より柔軟で強い組織体制を構築していくことが、継続的企業価値の創出には不可欠であると考えています。 この考えの下、2014年10月1日付で「女性活躍・ダイバーシティ室」を設置し、育児や介護をしながら働く社員に対する両立支援策のさらなる拡充や、海外拠点の外国籍人材の活躍促進策等の検討を進め、多様な人材が、各々の強みを最大限に発揮し、活き活きと働き続けられるよう、職場環境の一層の整備に向け取り組んでいます。 特に女性の活躍推進については、先ずは2020年度までに女性管理職比率10%超を達成します。 女性のキャリア形成と継続のために、既に、育児休暇からのスムーズな復帰をサポートするための託児所の確保、育児・介護と仕事を両立するための柔軟な勤務時間の設定、配偶者転勤に伴う退職時の再雇用制度等を導入しており、更に両立支援策を強化していきます。 今後も各種制度・施策の充実・浸透を図り、また、三菱商事グループ全体の女性の活躍推進にも取り組んでいきます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

■内部統制システム
三菱商事は、子会社を含めた三菱商事グループ全体として、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用し、継続的に改善・向上に努めています。

a.効率的な職務遂行
社長は、三菱商事グループの経営に関する基本方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成に当たっています。経営目標を最も効率的に達成するよう柔軟に組織編成を行い、適材を配置するほか、組織の指揮命令系統を明確にし、目標達成に必要な範囲で各組織の長及び所属員に権限を付与し、随時報告を求めています。

b.コンプライアンス
コンプライアンス、すなわち、法令を遵守し、社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、三菱商事グループ全体での企業理念の浸透を図るとともに、コンプライアンスに関する基本事項を定めた役職員行動規範などを制定し、周知徹底を図っています。
このため、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを統括者とし、各組織・子会社でコンプライアンス責任者を定めるなど三菱商事グループ全体のコンプライアンス推進体制を構築するとともに、各種法令に関する必要な研修を連結ベースで実施するなど、法令違反等の予防・是正措置を講じています。
コンプライアンスに係る状況については、各組織・子会社の役職員から報告を受ける体制のほか、内部通報の制度も設けており、これらを通じ課題の把握と情報共有を行い、取締役会及び監査役へも定期的に報告を行っています。また、各組織・子会社からの報告者が不利益を被ることのないよう、報告者保護の徹底を図っています。

c.リスク管理
職務遂行に伴うリスクについては、三菱商事グループにおける事業内容や規模に応じ、信用リスク、市場リスク、事業投資リスク、カントリーリスク、コンプライアンスリスク、リーガルリスク、情報管理リスク、環境リスク、自然災害リスク等の類型を定め、類型ごとに責任部局を設け、また、新たに発生したリスクについては、速やかに責任部局を定めるなど、連結ベースでのリスク管理方針・体制・手続を定めています。
個別案件の取組においては、担当部局の責任者が、全社的な方針・手続に沿って、案件ごとにリスクとリターンを分析・把握の上、所定の決裁権限に従って意思決定を行い、推進・管理しています。
個別案件ごとのリスク管理を行うほか、定量的に把握可能なリスクについては、三菱商事グループとしての全体的なリスク状況を把握し、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行っています。

d.財務報告
財務諸表の適正かつ適時な開示のために、会計責任者を置いて、法令及び会計基準に適合した財務諸表を作成し、開示委員会での討議・確認を経て開示しています。
財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って、統制活動の推進、モニタリングの実施などを行い、内部統制の有効性確保のための取組を連結ベースで進めています。

e.連結経営における業務の適正確保
子会社の管理に関する社内規程を定め、各社それぞれについての管理担当部局を設定しています。各管理担当部局の責任者は、各社の取締役に業務執行に関する報告を求めるほか、毎年、各社の業績や経営効率などを定量的に把握し、また、コンプライアンスやリスクマネジメントなどの定性的な課題の把握に努めています。
子会社に対しては、役員派遣、合弁契約締結、議決権行使などを通じ、法令・定款及び社内規則に従った業務の適正確保を図るほか、各社が効率的に職務を遂行し持続的な成長を実現できるよう諸施策を講じ、連結ベースでの企業価値向上を目指しています。

f.情報の管理・保存
職務遂行に関する情報については、管理責任者が、内容の重要度に応じて個々に情報を分類して利用者に取扱いを指示し、情報セキュリティの確保及び効率的な事務処理と情報の共有化に努めています。
管理責任者は、法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、所定の期間保存します。また、これら以外の情報については、管理責任者が保存の要否及び期間を定め保存しています。

g.監査、モニタリング
職務遂行をより客観的に点検及び評価するために、内部監査組織を設置し、各組織・子会社に対し定期的に監査を行っています。

h.監査役
監査役は、取締役会及び重要な経営会議に出席して意見を述べるほか、取締役・執行役員・従業員及び子会社の取締役・監査役等と意思疎通を図って情報の収集・調査に努めており、これらの者は随時必要な協力をしています。また、監査の実効性を担保するべく、必要な費用は会社が負担することとしています。
一定額の損失や重大な問題が発生するおそれがある場合は、担当部局の責任者は所定の基準・手続に従い、速やかに監査役に報告するほか、子会社からも管理担当部局等を通じて必要に応じ報告を受ける体制としています。監査役の監査の実効性を高めるために、監査役の職務遂行を補助する監査役会直属の組織を設置するとともに、専任の職務補助者を配置し、監査役の補助業務を機動的に行う体制としています。また、専任の職務補助者の評価・異動などについては、監査役の意見を尊重するなど、独立性の確保に留意しています。

■事業継続計画（BCP）
三菱商事は、「大規模地震等対策基準」を定め、社員の安全・生命や収益・資産及び業務継続に影響を与えうる自然災害や事故、新型インフルエンザなどの感染症などの各種リスクに対しては、(1)社員とその家族の安全確保・安否確認を第一とすること、(2)会社の重要機能・重要業務の維持・継続、早期復旧に努めること、(3)地域社会の人命救助・災害復旧に協力することを、基本方針として対応することを定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

三菱商事は、従来から「反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与を一切行わない」ことを基本方針とし、1998年3月制定の「不正な利益供与の禁止に関する基準」及び2000年9月制定の「役職員行動規範」の中で、同方針を明文化しています。
また、毎年全役職員から、「役職員行動規範」について誓約書を取得する等、周知徹底を図っています。
社内には、専任部局を設置し、平素より外部の専門機関と密接な連携関係を構築すると共に、契約書等への暴力団排除条項の導入促進を通じて、不測の事態に速やかに対応できる体制を整備しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

■内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制
以下に記載の模式図をご参照ください。

■情報開示体制の概要
三菱商事は、法令や規則に基づき行う情報開示を、以下のとおり実施しています。

a.開示情報の種類
三菱商事では、東京証券取引所(以下、東証)から適時開示が求められている発生事実や決定事実(以下、適時開示情報)、会社法や金融商品取引法に基づき法定開示の一環で開示する情報(有価証券報告書等)及びそれに類する情報(統合報告書等)を含む、法令や規則に基づき開示する「重要な情報」とし、以下開示原則を遵守して情報を開示しています。
b.「重要な情報」の開示の基本原則
三菱商事が「重要な情報」を開示するに当たっては、以下の5点を基本原則としています。
・透明性:内容の如何に関わらず、事実に即して情報を開示すること。
・適時性:情報の開示は、開示すべき事実が発生した後、適時かつ遅滞なく行うこと。
・公正性:様々なステークホルダーに対し、情報が公正に伝播されるよう努めること。
・継続性:情報開示の内容について、継続性を持たせること。
・機密性:会社として公式に開示を行うまで、社外の第三者に情報を漏洩しないこと。
c.「重要な情報」の開示の体制
上記の「重要な情報」の開示に係わる社内の体制を次のとおりとしています。
(a) 適時開示情報の開示体制
三菱商事はコーポレート担当役員(広報)を適時開示の責任者とし、同役員は、広報部長を実務責任者である「情報取扱責任者」に指名しています。広報部は、全社の適時開示関連窓口として、社内の各組織に適時開示の重要性について周知に努める一方、社内の各組織は、自己の組織における発生事実、決定事実のうち投資者の投資判断に重要な影響を与えると考えられるものについて、広報部に報告・相談することとしています。
報告・相談のあった情報については、広報部長が適時開示要否を確認の上、必要な開示を行います。
(b) 適時開示情報以外の法令等に基づく重要な情報の開示体制
適時開示情報とは別に、法令・規則に基づき開示が要求される以下の様な「重要な情報」については、各々社内で担当役員及び主管部局を定め、その他部局を含めて協議・検討の上、個々の法令・規則に沿った開示を行います。
ア. 会社法に基づく開示(事業報告・計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類)
イ. 金融商品取引法に基づく開示(有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、臨時報告書、有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類等)(注)
ウ. それ以外の規則に基づく開示(統合報告書他)

(注)金融商品取引法に基づき提出する有価証券報告書、四半期報告書、及び内部統制報告書については、開示委員会で開示の内容や範囲が適正であることを審議、確認しています。同委員会は、コーポレート担当役員(CFO)を委員長とし、経営企画、広報、IR、財務経理、総務、法務などの関係部局の代表者で構成され、審議結果を社長に答申しています。社長は答申内容を踏まえて、有価証券報告書及び四半期報告書の内容適正性に関する確認書を東証に提出しています。また、有価証券報告書及び内部統制報告書の内容については、取締役会にてそれぞれ付議しており、四半期報告書の内容については、取締役会にて報告しています。

《コーポレート・ガバナンス体制》

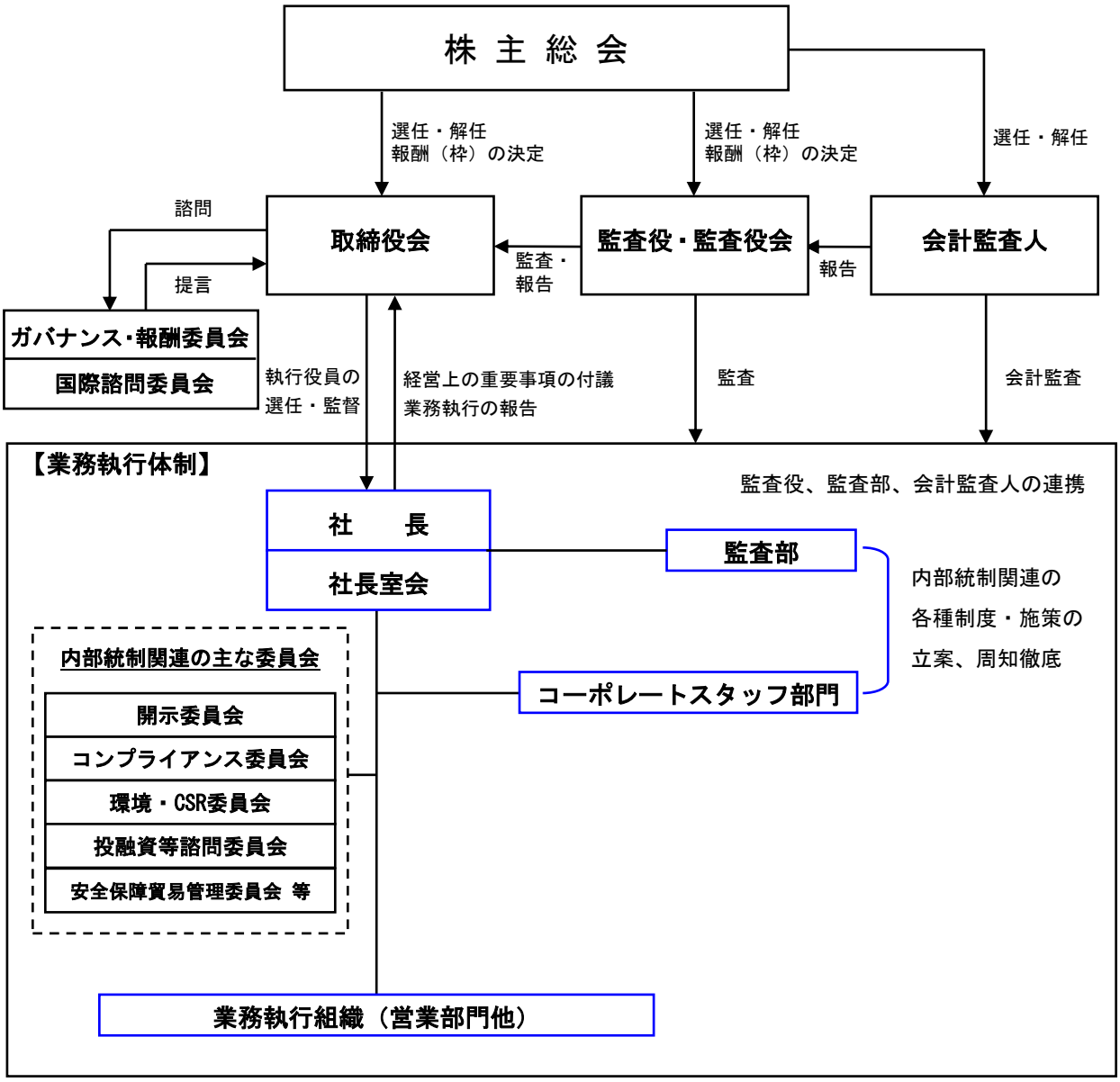

《取締役（社内）の報酬等》

（取締役の報酬等の決定方針等については、本報告書 II 1.「取締役報酬関係」をご参照ください）

酬等の種類	報酬等の内容	固定／変動（注1）	給付の形式	報酬枠内に含まれる報酬等（注2）
取締役報酬※	役位等に応じて決定した額を、毎月支給しています。	固定	現金	○
加算報酬※	執行役員を兼務する取締役に対しては、毎年、社長が、前年度の各役員の業績評価を行い、その結果を反映して、個人別支給額を決定の上、支給しています。そのうち、社長の業績評価は、ガバナンス・報酬委員会の下部機関であり、同委員会の委員長である会長、社外委員をメンバーとする社長業績評価委員会における審議を経て決定しています。	変動（単年度）	現金	○
賞与	前年度の連結業績等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を決定の上、支給しています。なお、賞与の支給は、企業価値の向上につながる利益水準を達成した場合に、この利益の一部を配分する方針としています。具体的には、当期純利益（三菱商事の所有者に帰属するもの）が株主資本コストを上回る場合にのみ支給することとし、支給総額には上限を設けて運用しています。	変動（単年度）	現金	－（毎年株主総会決議を経て支給）
株式報酬型ストックオプション	株主の皆様との価値共有、中長期的な企業価値向上の観点から付与しています。ストックオプションは、原則、付与から2年間は行使できません。また、ストックオプション行使により取得した株式を含め、在任中は株式を保有することを基本方針とし、一定株数を超えるまでは売却を制限しています。	変動（中長期）	株式（新株予約権）	○
積立型退任時報酬	職務執行の対価として毎年一定額を積み立てており、役員の退任時に、累計額を算出し、支給額を取締役会で決定の上、支給しています。	固定	現金	○

※従来、「月例報酬」として表記していたものを、 当年度より、その内容に応じて区別し表記しています。

（注1） 支給額が固定である場合には「固定」、業績等に連動して変動する場合には「変動」と記載しています。また、前年度の連結業績や個人の業績評価等に対応する場合には「単年度」と付記しています。株式報酬型ストックオプションは、中長期インセンティブとの位置付けのため、「中長期」と付記しています。

（注 2）2009 年度定時株主総会で決議した年額 16 億円の報酬枠の範囲内で、取締役会の決議を経て支給している報酬等には「○」を表示しています。